

厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究事業） 分担研究報告書

同行援護の担い手となる支援者の養成のための研究
養成研修に必要な技術的要件および他の従業者養成スキーム等に関する研究

研究分担者 與那嶺 司 所属先 神戸女学院大学 役職 教授

研究要旨

本研究の目的は、視覚障害者を支援するために必要な技術的要件や他の障害者等に対する支援制度における従業者養成のスキーム等について、文献およびヒアリング調査をもとに検討することである。それにより、これ以降のフェーズにおける効果的・効率的、かつ実現可能性が高い養成カリキュラムの立案、あるいは、盲ろう者向け通訳・介助員に対する免除科目案の検討に寄与することとする。本研究では、主に、必要な技術的要件については文献調査、そして他の従業者養成のスキーム等については、都道府県および研修事業所にヒアリング調査を行った。これらの調査結果も踏まえ、1) 同行援護従業者養成研修に必要な技術的要件の枠組み、2) 重度訪問介護従業者研修のスキームの違い、3) 従業者研修後のフォローアップ等の必要性、4) 免除科目の設定による「質」と「量」の両立、といった4点について考察を行った。そして最後に、これらの考察をもとに、結論として、1) 公共交通機関の利用に関する演習の一般課程への移行、2) 重複障害のある利用者に関する理解の促進、3) 支援の質と人材確保を両立した研修時間の検討、4) 研修後のフォローアップ等の検討、そして5) 免除科目の検討について提示した。

A. 研究目的

本研究では、視覚障害者を支援するために必要な技術的要件や他の障害者等に対する支援制度における従業者養成のスキーム等について、文献およびヒアリング調査をもとに検討し、これ以降のフェーズにおける効果的・効率的、かつ実現可能性が高い養成カリキュラム、あるいは、盲ろう者向け通訳・介助員に対する免除科目の立案に寄与することを目的とする。

B. 研究方法

1) 視覚障害者を支援するために必要な技術的要件に関する文献調査

同行援護における視覚障害者を支援するために必要な技術的要件について、CiNii Research（国立情報学研究所が提供する学術情報検索サービス）を使い文献調査を行った。

具体的には、同行援護事業が開始された2011年から2022年4月現在までの論文について、CiNii Researchで「視覚障害」および「移動支援」、「視覚障害」および「情報提供」、そして「視覚障害」「支援」および「技術」というキーワードでAND検索を行った。検索結果として、それぞれ45件、31件、そして292件であった。ただ、そこでは、視覚障害者の移動支援ツールや移動支援システムに関する論文が多く見られ、同行援護における従業者に

よって活用される支援技術に関するものは見られなかった。

そこで、再度、「同行援護」あるいは「ガイドヘルプ」というキーワードで2011年から2022年4月現在までに出版された論文および書籍を検索した。その結果、論文としては、それぞれ37件、そして7件であった。さらに、これらの文献において、同行援護における視覚障害者を支援するために必要な技術的要件に関するものとして、5件を抽出した。また、「同行援護」に関する書籍としては2冊、「ガイドヘルプ」に関する書籍としても2冊が検出された。

加えて、2011年から2022年4月現在までの厚生労働科学研究データベースにおいても同じキーワードでAND検索を行った。ただ、そこでも、同行援護における視覚障害者を支援するために必要な技術的要件に関する報告書は見られなかった。そこで、同時期の厚生労働省障害者総合福祉推進事業報告書について検索を行った。そこでは、5件の報告書が同行援護における視覚障害者を支援するために必要な技術的要件に関係するものであると判断し、それらも含めて情報を整理した。

2) 他の障害者に対する支援制度における従業者養成のスキーム等に関する検討

(1) 同行援護、重度訪問介護および行動援護従業者養成研修に関する内容等の整理

他の障害者等に対する支援制度における従業者養成のスキーム等を検討するため、まず、同行援護従業者養成研修に加えて、障害福祉サービス独自で定めており、かつ非相談系サービスである重度訪問介護従業者および行動援護従業者養成研修について、法令等をもとに、法令上の位置づけ、研修を実施する主体、受講要件、時間数、修了試験の有無、免除科目等を整理した。

(2) 同行援護従業者研修、重度訪問介護従業者養成研修および行動援護従業者養成研修に関するヒアリング調査

次に、同行援護、重度訪問介護および行動援護従業者養成研修（以降、3養成研修）について、その研修の実際と抱える課題を把握するため、都道府県

および研修事業所担当者にヒアリング調査を実施した。

① 調査対象

都道府県および研修事業所

② 調査方法

まず、同行援護、重度訪問介護および行動援護の利用者数および事業所数に関する国保連データ（平成29年度～令和元年度）を踏まえ、特徴のある都道府県、そしてそれらの地域に在する研修事業所を抽出した。

その後、電話等で調査に関して依頼をし、詳細な情報収集のため、可能な限り、対面でのヒアリング調査を実施した。ただし、コロナ禍等の事情もあり、対面での実施が難しい場合は、オンライン、電話、あるいは文面での回答を受けた。

③ 調査期間

令和3年6月1日～令和4年3月31日

④ 調査結果の掲載方法

本ヒアリング調査では、より率直な意見等を収集するため、都道府県および研修事業所名を公開しない前提で調査を実施した。そのため、それぞれ任意のアルファベット名を割り振り、本研究に必要な情報のみを記載した。

（倫理面への配慮）

都道府県および研修事業所担当者へのヒアリング調査の実施にあたり、調査対象団体担当者に対して事前に電話等にて調査の趣旨、調査データの公開方法および匿名性の保持について説明し、その後、調査依頼文書およびヒアリング調査項目等をメール添付で送信した。それらの書類を確認してもらった後、調査協力への同意を得た。また、ヒアリング調査時には改めて本調査の趣旨と内容を口頭で説明し、参加の同意を得たことを確認して調査を実施した。

ヒアリング調査データについては、匿名化を行い対象団体が特定されないようアルファベット表記を用いた。

また、ここでのヒアリング調査については、神戸女学院大学文学部研究倫理委員会による審査・承認を受けて実施した（2021年5月21日承認）

C. 研究結果

1) 視覚障害者を支援するために必要な技術的要件に関する文献調査

(1) 論文および報告書に基づく技術的要件に関する情報の整理

関連する論文および報告書をレビューし、視覚障害者を支援するために必要な技術的要件について以下の5点に整理した。

① 情報の提供：代筆・代読のニーズとそのスキル

視覚障害のある人が直面する課題として、一般的に「移動」と「情報」とされる。とくに、山口（2019：24）も述べているように、「視覚障害者の場合、『情報の欠如』によって生じる日常生活の不便さが問題なのである。換言すれば、問題視すべきは、身体介護ではなく、『情報の提供』ということになる」といえる。そのため、この同行援護の従業者による情報提供の重要性とその充実の必要性については、岩井（2011）や丸本（2012）も言及している。

また、厚生労働省平成30年度障害者総合福祉推進事業『視覚障害者への代筆・代読支援に関する調査研究事業報告書』（社会福祉法人日本盲人連合会2019：9）においても、視覚障害者は、日常的に読み書きに困難さを感じており、代筆・代読の支援へのニーズは高いが、「読み上げレベルが低い」「代筆で記入間違いがある」「情報漏洩がある」「誤った対応」「職務意識の問題」といった支援者のスキル不足も含めて、現在の公的な福祉サービスにおける課題が指摘されている。

そのような意味では、引き続き、そして、さらなる向上が求められる従業者のスキルの一つとして代筆・代読のスキルがあるといえる。

② 公共交通機関の利用に関するスキルの習得

次に指摘される点が、公共交通機関の利用に関するスキルである。これについては、現在でも同行援護従業者養成研修の応用課程で学ぶことができる内容であるが、山口（2012）は、演習時間があまりにも少なく、また、移動において最も危険が伴うバスや電車などの公共交通機関における支援が一般課程

では学ぶことができない点について問題があるとしている。

また、厚生労働省平成26年度障害者総合福祉推進事業『視覚障害者の移動支援の在り方に関する実態調査』（社会福祉法人日本盲人会連合 2015）でも、現在、従業者の誘導技術が不十分であることに触れ、とくに「同行援護従業者資格では、公共交通機関の研修が未経験であってもヘルパーになれるが、重大な事故が起こる前に、一刻も早く改善されるよう強く求めたい」と提言している。

加えて、厚生労働省平成29年度障害者総合福祉推進事業『盲ろう者の移動支援に係る研修課程の効率的な実施に関する研究報告書』（社会福祉法人りべるたす 2018）でも、利用する頻度の高い公共交通機関での支援方法が応用課程に分類されている等、一般課程を修了しただけで利用者の安全性の確保に懸念がある状況があると指摘し、従業者の質を担保するためにも同行援護従業者養成研修のカリキュラムの見直しを求めている。

③ 守秘義務

また、守秘義務の問題についても、同行援護従業者が身につける技術的要件に関連して指摘できるだろう。山口（2012）は、これまでもガイドヘルパーに対して「守秘義務」の徹底を促してきたが、疎かにされる傾向があったと指摘している。この点については、厚生労働省平成26年度障害者総合福祉推進事業『視覚障害者の移動支援の在り方に関する実態調査報告書』（社会福祉法人日本盲人連合会2015：69）でも、視覚障害のある当事者に対するヒアリングにおいて、ガイドヘルパーの質の問題として「守秘義務が守られない」点が指摘されている。

④ 従業者の高齢化に伴う支援技術における課題

間接的ではあるが、技術的要件に関連する事項として、移動支援および同行援護従業者の高齢化が挙げられる。この点について、山口（2019）は、同行援護従業者やガイドヘルパーの高齢化が顕著であり、利用者への安全な移動支援、また、代読・代筆において従業者等が細かい文字を読めないといった点も指摘されている。

⑤ ガイドヘルプの受け方を学んでいない利用者

最後に、支援を受ける利用者側の課題として、ガイドヘルプの受け方について課題があるとの指摘もある。これについて、村上ら（2012）は、同行援護従業者や移動支援従業者が学ぶ技術は、視覚障害者がガイドヘルプの受け方を学んでいることを前提にしているが、利用する視覚障害者の大多数は、ガイドヘルプの受け方を学んでいないと指摘している。

（2）書籍に基づく技術的要件に関する情報の整理

また、CiNii Research によって検出された4つの書籍（同行援護従業者養成テキスト編集委員会編 2021；松井奈美編 2018；野村敬子編 2013；速水・速水 2012）については、全て、移動支援あるいは同行援護従業者に対するテキストであった。そこで、ここでは、以下にそれらの目次を掲載し、それぞれのテキストで取り上げられる知識およびスキルについて確認したい(表1、表2、表3および表4)。

I 講義編	
第1章	視覚障害者（児）の福祉サービス
第2章	同行援護の制度と従業者の業務
第3章	障害・疾病の理解
第4章	障害者（児）の心理
第5章	情報支援と情報提供
第6章	代筆・代読の基礎知識
第7章	同行援護の基礎知識
II 演習編	
第8章	基本技能
第9章	応用技能及び交通機関の利用
第10章	場面別技能

表1：『同行援護従業者養成研修テキスト 第4版』（同行援護従業者養成テキスト編集委員会編 2021）の目次

第1章	障害者を取りまく社会環境
第2章	外出支援の制度
第3章	同行援護の制度と同行援護従業者の業務
第4章	障害・疾病の理解について
第5章	視覚障害者の心理とその支援
第6章	情報支援と情報提供
第7章	代筆・代読の基本知識
第8章	同行援護の基礎知識
第9章	歩行介助の基本技能
第10章	歩行介助の応用技能
第11章	同行援護の場面別技能
第12章	交通機関での同行援護

表2：『同行援護ハンドブック：視覚障害者の外出を安全に支援するために 第3版』（松井奈美編 2018）の目次

第1部	ガイドヘルプに必要な基礎知識
第2部	視覚障害のある人のガイドヘルプ
2-1	視覚障害の理解
2-2	視覚障害のある人の日常生活
2-3	視覚障害のある人とのコミュニケーション
2-4	視覚障害のある人の補助機器
2-5	視覚障害のある人の基本的なガイドヘルプの方法
2-6	視覚障害のある人の場面別ガイドヘルプの方法
第3部	全身性障害のある人のガイドヘルプ
第4部	知的障害のある人のガイドヘルプ
第5部	緊急時の準備と心構え

表3：『はじめて学ぶガイドヘルプ：当事者とともに伝える支援の方法 第2版』（野村敬子編 2013）の目次（※視覚障害に関係する第2部のみ、詳細を記載している。）

第1章	ヒトミさんが語るガイドヘルパーあれこれ
第2章	質問に答えて
第3章	視覚障害の理解と手引きの考え方
第4章	移動介助の基礎知識
第5章	ガイドヘルパー養成中のNG集（状況説明の巻）
第6章	視覚障害者の手引き Q&A

表4：『見えない人こそよく見える：視覚障害者ガイドヘルプの手引き』（速水・速水 2012）の目次

2) 他の障害者に対する支援制度における従業者養成のスキーム等に関する検討

1. 同行援護、重度訪問介護および行動援護従業者養成研修の概要

（1）厚労省告示による同行援護、重度訪問介護および行動援護従業者養成研修課程の内容と時間数

ここで調査の対象とする同行援護、重度訪問介護、そして行動援護従業者養成研修（以降、3養成研修）は、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年09月29日厚生労働省告示第538号。以下「告示」とする）において、障害福祉サービス独自で定め、かつ非相

談系サービスである従業者の養成研修であり、その内容と時間数は以下の通りである。

① 同行援護

同行援護従業者研修については、一般課程と応用課程に分かれ、一般課程の講義科目と時間数は表5、応用課程は表6のように規定されている。

区分	科目	時間数
講	視覚障害者(児)福祉サービス	1
	同行援護の制度と従業者の業務	2
義	障害・疾病の理解①	2
	障害者(児)の心理①	1
	情報支援と情報提供	2
	代筆・代読の基礎知識	2
	同行援護の基礎知識	2
演習	基本技能	4
	応用技能	4
合計		20

表5：同行援護従業者養成研修一般課程

区分	科目	時間数
講義	障害・疾病の理解②	1
	障害者(児)の心理②	2
演習	場面別基本技能	3
	場面別応用技能	3
習	交通機関の利用	4
合計		12

表6：同行援護従業者養成研修応用課程

② 重度訪問介護

重度訪問介護従業者研修については、基礎課程、追加課程、統合課程、そして行動障害支援課程の4つに分かれ、基礎課程の講義科目と時間数は表7、追加課程は表8、統合課程は表9、そして行動障害支援課程は表10のように規定されている。

区分	科目	時間数
講	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	2
義	基礎的な介護技術に関する講義	1
実習	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	5
	外出時の介護技術に関する実習	2
合計		10

表7：重度訪問介護従業者研修基礎課程

区分	科目	時間数
講義	医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援に関する講義	4
	コミュニケーションの技術に関する講義	2
	緊急時の対応及び危険防止に関する講義	1
実習	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	3
合計		10

表8：重度訪問介護従業者研修追加課程

区分	科目	時間数
講義	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	2
	基礎的な介護技術に関する講義	1
	コミュニケーションの技術に関する講義	2
	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①	3
義	経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②	3
	演習	喀痰吸引等に関する演習
実習	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	3
	外出時の介護技術に関する実習	2
	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	3.5
合計		20.5

表9：重度訪問介護従業者研修統合課程

区分	科目	時間数
講義	強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義	1.5
	強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	5
演習	基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習	1
	行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習	3
	行動障害の背景にある特性の理解に関	1.5

	する演習	
合計		12

表 10：重度訪問介護従業者研修行動支援課程

ここでの基礎課程は区分 4、5、また追加課程については区分 6 の対象者への支援に関わる課程となっている。また、統合課程については、基礎課程、追加課程、そして喀痰吸引等研修（3 号研修）を統合した課程である。そして、行動障害支援課程については、これを修了すると、強度行動障害支援者養成研修を受講したものとなる。

③ 行動援護

行動援護従業者養成研修については、表 11 のように規定されている。

区分	科目	時間数
講	強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義	1.5
	強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	5
義	強度行動障害がある者へのチーム支援に関する講義	3
	強度行動障害と生活の組立てに関する講義	0.5
演	基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習	1
	行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習	3
	行動障害の背景にある特性の理解に関する演習	1.5
	障害特性の理解とアセスメントに関する演習	3
習	環境調整による強度行動障害の支援に関する演習	3
	記録に基づく支援の評価に関する演習	1.5
	危機対応と虐待防止に関する演習	1
合計		24

表 11：行動援護従業者養成研修

また、この課程は、強度行動障害支援者養成研修と同一カリキュラムで実施している。当初、強度行動障害支援養成研修は施設職員（加算）、行動援護は移動支援という目的の違いがあったが、現在では

同一内容で実施されている。そのため行動援護従業者研修を実施していない都道府県もある。

(2) 研修を実施する主体、受講要件、修了試験の有無、免除科目等

これらの3養成研修については、都道府県知事が、告示に定める研修を実施する者として指定したものが行うこととされている。また、受講要件としては、重度訪問介護従業者養成研修追加課程は同基礎課程を修了した者、そして、同行援護従業者養成研修応用課程は同一般課程を修了した者を対象として行われると規定されている。加えて、修了試験については、告示において規定されていない。

また、これらの3養成研修の免除科目については、告示の「(別表)研修課程の免除が可能なもの(前通知による研修修了者を含む。)」に記載がある。例えば、別表の(1)であれば、以下のような免除内容となっている。

(1) 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合

- ・居宅介護に関する講義(3時間)のうち、重度の肢体不自由者に関するもの
- ・基礎的な介護技術に関する講義(3時間)のうち、重度の肢体不自由者に関するもの

このように、3養成研修の修了者が、主に、障害者居宅介護基礎研修課程を受講する場合、一定の講義内容を免除する規定になっている。

2. 同行援護、重度訪問介護および行動援護従業者養成研修に関するヒアリング調査

同行援護従業者、重度訪問介護および行動援護従業者養成研修(以降、3養成研修)について、その研修の実際と抱える課題を把握するため、都道府県および研修事業所担当者にヒアリング調査を実施した。

まず、B-2)-(2)-「① 調査方法」でも説明したが、同行援護、重度訪問介護、そして行動援護の利用者数および事業所数に関する国保連データ(平成29年度～令和元年度)を踏まえ、また、同等な人口規模の都道府県との比較等に基づき、特徴のある5つ

の都道府県（表 12）を抽出し、ヒアリング調査を実施した。ただし、F 県については、コロナ禍等の事情により文面での返答であった。

都道府県	人口規模	主な特徴
A 県	900 万人	同行援護、重度訪問介護、行動援護ともに利用者数および事業所数が多い。
B 県	130 万人	行動援護の利用者数が多い。
C 県	80 万人	行動援護と重度訪問介護の利用者数が少ない。
D 県	700 万人	行動援護の利用者数が多い。
E 県	120 万人	重度訪問介護の利用者数が増えているにもかかわらず事業所数が減っている。
F 県	80 万人	重度訪問介護の利用者数が増えているにもかかわらず事業所数が減っている。

表 12：抽出した都道府県とその主な特徴

ちなみに、筒井ら（2017）は、徒歩 1 時間圏内とされる 4km を障害福祉サービス事業所のサービス提供エリアとし、全国の各種障害福祉サービス提供エリア内の人口を算出し、都道府県ごとの人口カバー率を算出している。それによると、A、B、D 県については、障害福祉サービス事業所の徒歩 1 時間圏内（4km 県内）人口カバー率に基づいた上位 10 都道府県に含まれる。そのため、障害福祉サービスに比較的アクセスしやすい地域であると解することができる。一方、C、E、F 県については、下位 15 都道府県に含まれ、相対的に、障害福祉サービスにアクセスしにくい地域であるといえる。

また、3 養成研修事業所については、上記都道府県庁からの情報をもとに表 13 に記載の 9 研修事業所にヒアリング調査を行った。ただし、コロナ禍等の事情により、(5) についてはオンラインで、(8) および (9) については電話でのヒアリングの実施となった。

No	研修事業所	所在地	従業者養成研修種別
(1)	株式会社 O	A 県	同行援護、行動援護
(2)	NPO 法人 P	A 県	重度訪問介護
(3)	株式会社 Q	B 県	同行援護、行動援護
(4)	NPO 法人 R	C 県	重度訪問介護
(5)	社会福祉法人 S	C 県	同行援護
(6)	有限会社 T	D 県	同行援護、行動援護
(7)	NPO 法人 U	D 県	重度訪問介護

(8)	社会福祉法人 V	E 県	同行援護
(9)	社会福祉法人 W	E 県	同行援護

表 13：抽出した研修事業所とその研修種別

これらの都道府県庁およびその地域に在する 3 養成研修事業所に対してヒアリング調査を実施した。ただし、コロナ禍でのヒアリングということもあり、一部都道府県および事業所には受け入れが難しいという回答もあり、それらの都道府県および事業所に対してはヒアリングを実施できなかった。

研修事業所に対するヒアリング調査では、表 14 のようなヒアリング調査ガイドを使用した。ちなみに、紙幅の制約もあるため、ここではヒアリング調査ガイドの抜粋版を掲載している。また、都道府県に対する調査においても、表 14 と同様な内容について都道府県全体の状況を聞くヒアリング調査ガイドを作成し活用した。

<p>1. 当該事業および利用者についての質問項目</p> <p>(1) 当該事業および研修の特徴と背景事情 当該都道府県の当該事業や研修の特徴について、どのような歴史的、文化的、あるいは経済的背景事情等がありますか。</p> <p>(2) 当該事業の「質」に関する意見等 当該事業の利用者から、その従業者の「質」についてどのような意見・要望等を聞いていますか。</p> <p>2. 当該事業従業者研修についての質問項目</p> <p>(1) 研修実施回数 当該事業従業者の養成研修については、年に何回実施していますか。それは、十分な実施回数と思われれますか。</p> <p>(2) 研修養成従業者数 当該事業従業者の養成研修については、年に何名養成していますか。それは、十分な養成人数と思われれますか。</p> <p>(3) 研修実施会場 当該事業従業者養成研修において、適切な実施会場（広さ、地域性、アクセスの良さ等）は確保できていますか。</p> <p>(4) 研修受講料 当該事業従業者養成研修の受講料はいくらですか。</p> <p>(5) 研修内容</p> <p>① 研修内容のチェック 当該事業従業者研修の内容について、都道府県からどのようなチェックを受けますか。</p> <p>② 研修における習得内容の確認 当該事業従業者養成研修における知識の確認等のために修了試験等を行っていますか。</p>
--

③ 厚生労働省の告示内容との違い

当該事業従業者養成研修の実施時間数等について、厚生労働省の告示との違いがありますか。

④ 実習における課題

当該事業従業者養成研修の実習における課題等がありますか。

(6) 研修講師の要件

当該事業従業者養成研修において、どの科目でどのような講師に担当していただいていますか。講師要件は定められていると思いますが、適切な講師を確保できている印象でしょうか。

(7) 障害のある従業者養成

障害のある人が障害関係事業の従業者になるケースがありますか。そのようなケースがある場合には、それについてどのようにお考えでしょうか。

(8) 研修全般における課題

当該事業従業者養成研修において、どのような課題がありますか。

表 14：ヒアリング調査ガイド（抜粋版）

以下に、実施した都道府県および事業所のヒアリング結果の概要を提示する。まず、都道府県については以下のものであった。

(1) A県

① 3養成研修共通

- ・ 3 養成研修において、追加で障害啓発に関する科目「障がい者の人権」（2 時間）を実施している。
- ・ 同行援護および行動援護については、厚労省の告示通りであるが、重度訪問介護については、基礎課程において 6 時間多い 18 時間、追加課程において 2 時間多い 12 時間、統合課程で 7.5 時間多い 30 時間で実施している。
- ・ 講義部分の講師要件については、資格だけではなく、職種で規定されているものも多い。例えば、重度訪問介護であれば、「障がい者（児）施設長」「障がい者（児）の相談業務に従事する者」「障がい者（児）施設直接処遇職員」「障がい者福祉サービス従業者」等といった、行動援護であれば、「現に強度行動障がい児者の支援を行っている事業所職員であること」等といった、また、同行援護では、全ての講義科目において、「相談支援専門員」「障がい者の相談・支援業務に従事する者（ピアカウンセラー等を含む）」等といった職種が規定されている。

- ・ 同行援護および重度訪問介護従業者の研修機関が公表すべき情報の内訳について、「実習プログラムの特色」「講師の受講生向けのメッセージ等」「受講生満足度調査の結果」「卒後の相談・支援（就職支援に関する取組等）」等といった細かい内容まで定められている。

- ・ 1 研修あたりの定員は 40 名以内とし、重度訪問介護の演習においては、受講生が 20 名を超えた場合は、助手を 1 名以上設置すること、また、行動援護では、演習において 6～8 名のグループにつき、ファシリテーターを 1 名以上配置することとなっている。

② 行動援護従業者養成研修

- ・ 行動援護従業者研修と強度行動障害支援者養成研修を同一のカリキュラムで実施している。そこで、強度行動障害支援者養成研修については、A 県立の福祉センターによる直営での研修実施も含め、民間事業所からの協力も得て研修内容も検討してきた。
- ・ 1 事業所につき、年に 1 回～59 回まで幅広い回数で実施されている。
- ・ 行動援護については、定員に対して受講者数が埋まっているわけではないので、ニーズは満たされているのではないだろうか。ちなみに、令和元年度で 5 事業所で 660 人が修了している。事業所は増えているが、1 事業所あたりの回数は減っている等をもみても、一定ニーズは満たされているかもしれない。現在は 10 事業所である。
- ・ 実際は、行動援護従業者養成研修では、施設の加算対象になるので、強度行動障害支援者養成研修を受講できなくてこちらを受講している人も多い。
- ・ 講師確保が難しくなっている。要件にあう講師を見つけるのが難しいといった指摘はある。
- ・ 受講料については、令和元年度は 38,500 円～54,450 円である。
- ・ 法人の規模は関係なく、講師の質によって研修内容とそのアウトカムにつながってくるのではないかと。
- ・ 1 事業所だけ、特別講義として、追加して 3 時間の発達心理の側面について実施している。

- ・事業所数の増加とその質の担保、そして、受講生の事業所選択に必要な情報提供が課題である。

③ 同行援護従業者養成研修

- ・同行援護については、令和2年度で69事業所で1,523人、令和元年度で63事業所3,056人、平成30年度で65事業所3,674人の修了者がいる。
- ・同行援護では、「A県盲ろう者向け通訳・介助者養成研修」修了者は、一般課程の受講を免除する。
- ・同行援護では、とくに演習科目に「当事者の参加に努めること」という記載がある。

④ 重度訪問介護従業者養成研修

- ・研修修了者数が、平成30年度は804人、令和元年度は803人、令和2年度は700人となっている。
- ・重度訪問介護においては、実習において、実習指導者（介護、看護、又は相談業務の実務経験5年以上）の配置、「実習日誌」の記録等が定められている。ただし、この実習については、障がい当事者を含めた演習形式にかえることができる。

(2) C県

- ・3養成研修の提供機関については、県のホームページで公開してない。ただし、その「非公開」の理由については特になし。問い合わせがあれば、お伝えするかたちをとっている。
- ・講師要件として、資格の保持者等の明確な基準はない。県のホームページにも掲載していない。同行援護であれば、歩行訓練士、社会福祉士、介護福祉士等といった資格を持ち、加えて、実務経験があればよい。そうでない場合は、電話をして詳細を聞き検討している。重度訪問介護の場合も同様である。
- ・同行援護従業者養成研修については、年に2回実施している。今回、県内の5市町ほどに聞いたが、サービス提供事業所も少ないが、利用希望者も少なく、「利用したいけど使えない」という意見等はないとのことであった。
- ・重度訪問介護従業者養成研修についても、特に問題があるとは聞いていない。重度訪問介護は、提出された計画においては、3つの研修機関のうち、

毎月どこかで開催しており、「受講希望があっても実施できない」といった意見等はないため、ニーズは満たされているのではないかと。

- ・同行援護従業者については、例年、10名を少し超える程度の修了者であり、また、重度訪問介護従業者については10名満たない修了者数である。
- ・受講料としては、同行援護では40,000円、そして、重度訪問介護では10,000円～25,000円である。
- ・研修計画とその報告を提出してもらっているが、修了試験を実施しているところはない。

(2) E県

① 3養成研修共通

- ・3養成研修ともに、講義部分については、通信の方法によって行うことができると定められている。その際には、添削指導および面接指導を実施する必要がある。
- ・3養成研修ともに、厚労省の告示における時間数および内容である。
- ・講義担当職種例としては、A県と異なり、ほとんどが資格で記載されている。例えば、重度訪問介護では、「介護福祉士」「居宅介護従業者」「重度訪問介護従業者」「保健師」「看護師」「理学療法士」等で、行動援護では、「介護福祉士」「社会福祉士」「保健師」「看護師」等で、また、同行援護では、「視覚障害者移動介護従業者」「歩行訓練士」「視覚障害者生活指導員」「心理判定員」「臨床心理士」「眼科医」「保健師」等があげられている。
- ・指定要件において、習得した内容がわかる試験を行うことが県の告示で規定している。修了試験を実施している。何割以上得点することで修了証を交付するよう事業所にお願いしている。

② 行動援護従業者養成研修

- ・E県では、同行援護および重度訪問介護従業者養成研修のみであり、行動援護従業者養成研修は実施していない。
- ・厚労省の通知に基づいた「強度行動障害支援養成研修事業」を実施し、それにかえている。

- ・ 特段、行動援護従業者研修について開催してほしいとの要望もない。

③ 同行援護従業者養成研修

- ・ 同行援護従業者研修については、一般課程と応用課程をともに受講している人が多い。
- ・ 平成 29 年度(約 80%)、平成 30 年度(約 50%)、令和元年度(約 20%)と同行援護従業者研修の定員充足率は下がっている。つまり、定員に「空き」が多くなっている。平成 29 年度(130 人)、平成 30 年度(107 人)、令和元年度(40 人)と修了者も減っている。
- ・ 同行援護従業者の人数については、ニーズを満たしているのではない。

④ 重度訪問介護従業者養成研修

平成 29 年度(約 80%)、平成 30 年度(約 30%)、令和元年度(約 40%)と重度訪問介護従業者研修の定員充足率には変動がある。平成 29 年度(16 人)、平成 30 年度(11 人)、令和元年度(50 人)と修了者については増加傾向にある。この定員充足率の変化と増加人数については、一つの株式会社経営の事業所による定員および修了者の増加が関わっている。ただし、その事業所は講師要件の課題もあり、昨年度で研修事業所としては閉じている。

(3) F 県

- ・ 同行援護、行動援護および重度訪問介護事業における特段の利用者から意見・要望は記録上ない。
- ・ 同行援護については、X 株式会社が年間 1~2 回実施している。ただ、一般課程のみ開催することが多く、本来ならば応用課程まで開催したいと考えているが、応用課程は受講者が極端に少ないため開催できないとのことであった。
- ・ (本県のみ)の数字ではない全事業所についての意見等のため参考情報) 有限会社 Y は、全国規模の研修事業所であり、2020 年度は、同行援護従業者研修については 55 回(修了者 751 人)、行動援護従業者養成研修と内容が重なる強度行動障害支援者養成研修について 101 回(修了者 1,903 人)を実施している。研修講師を揃えることが難しく、都道府県によっては研修事業者指定

を行っていない、あるいは要件が厳しいところがある。そのため、受講したいという要望があっても開催できない地域もあるため、十分とはいえないようだ。

- ・ X 株式会社においては、実施会場について常に悩んでいる状況で、できるだけ郡部での開催を心がけているが、研修として参加費を取るため公共施設を貸してもらえない場合が多い。F 県によるそれへの斡旋や対応をしていただければ助かるとのことであった。
- ・ 受講料については、X 株式会社は、同行援護従業者養成研修一般課程が 22,000 円、応用課程が 13,200 円である。有限会社 Y においては、一般課程が 27,500 円、そして応用課程が 18,500 円となっている。
- ・ 研修における習得内容の確認については、F 県でも規定はなく、X 株式会社も有限会社 Y も行っていない
- ・ また、F 県でも厚労省の告示内容と同じ時間数で規定しており、それに伴い X 株式会社も有限会社 Y も告示通りの時間数での実施となっている。
- ・ 有限会社 Y においては、同行援護従業者養成研修の講師要件を満たす人を全国的に募集をしているが、該当する人は他養成研修に比べるとかなり少ない印象があるとのことであった。
- ・ 同行援護従業者養成研修については、X 株式会社は、研修を企画しても受講生が少なく採算が取れずに開催できない場合が多くあるようだ。そのため、受講料を安く設定できず、さらなる受講生の減少につながっているようにも感じられ、受講料の減免や助成があると従業者の増加につながるのではないかと思われる。また、一度習得した知識・スキルも一定期間業務に従事しないと忘れてしまうため、継続教育のための研修制度を設ける必要も感じるということであった。

次に、3 養成研修事業所のヒアリング結果の概要は以下のものであった。

(1) 株式会社 O : 同行援護および行動援護従業者養成研修事業所(所在地: A 県)

- ・ サービス提供事業所からの申込みが多いように思われ、ホームヘルパーと異なる動機で受講しているように思う。とくに、行動援護についてはほぼ事業所からの申込みである。
- ・ 同行援護および行動援護従業者の質についての意見はとくに聞かない。
- ・ 同行援護について、講義の部分を減らして、公共交通機関の利用を含めた実技部分を一般課程に入れることがあってもいいのではないか。
- ・ 研修は支援の「入り口」であり、一定の知識とスキルを広く浅く学び、個別性を持つ支援については実際に現場において学ぶことができるのではないか。
- ・ 同行援護の多くの受講者は、一般課程と応用課程をまとめて受けている。ただし、これは数千円のセット割引があつてのことかとも思う。
- ・ 受講料は、一般課程が 21,000 円、応用課程が 18,800 円、2 つで 35,400 円である。
- ・ 同行援護については、一般課程を 6 回（1 回 20 名）、応用課程を 6 回（1 回 15 名）実施している。もう少し応用課程を実施したいが、講師要件があり、また、公共交通機関の実習において 5 人に一人をつけないといけないので難しい。応用課程は 15 名定員だがすぐ埋まる。
- ・ 講師要件を持っている人が絶対数として少ないように思う。
- ・ 3 課程共通の A 県独自の「障がい者の人権」（2 時間）科目の講師を探すのが難しい。
- ・ 演習における公共交通機関の利用については、最寄りの電鉄会社が受け入れてくれ、丁寧に対応してくれる。演習の際に、駅員がずっとついてくれる。
- ・ 公共交通機関等による演習においては、利用許可を取る際に「行政からの後押し」があればよい。
- ・ 現場実習があると、そこで実際の仕事へのつながりが、受講生にとっても仕事につくことを可能にし、事業者にとっても従業者を見つけることができ、両方にメリットがあるのではないか。

(2) NPO 法人 P：重度訪問介護従業者研修事業所（所在地：A 県）

① 重度訪問介護従業者研修の背景事情

- ・ もともと、重度訪問介護は、日常生活支援、そして、もともとは全身性介護人派遣事業であり、それらの制度下では資格なく誰でも介護に入ることができた。障害者自立支援法制定から資格が必要となった。資格のために人材が制限されることは望ましくないが、一方で、それまで団体によってバラバラであつた「質」が一定担保できるようにはなつた。
- ・ 現場経験だけで教えると内容が偏るので、教え方や教育内容のレベルアップは必要である。同じ事業所どうして話合つて、最初は共通した内容や教え方を決めたりしていたこともあつた。ただ、今はそれを実施していない。
- ・ 重度訪問介護においては、「障害当事者がヘルパーを育てる」ということが基本原則であるように思う。

② A 県における重度訪問介護従業者研修

- ・ 各研修機関それぞれで、その研修内容および使用するテキストがかなり違うだろう。
- ・ また、A 県では厚労省の規定時間である 20 時間に 10 時間上乗せをした 30 時間で実施している。この上乗せは、主に重度訪問介護事業および研修事業に関わる障害者団体からではなく、他障害当事者団体からの指摘でそのような時間数の上乗せが行われたようだ。
- ・ 現在 10 時間上乗せの 30 時間だが、この時間までは許容範囲である。ただ、これが、40 時間や 50 時間になると対応が難しい。基本日程として、1 日 10 時間で 3 日間（とくに土日）、そして、それにプラスして利用者の自宅または生活介護事業所で 4 時間（平日）の演習を実施する。この日程と時間数が上限ではないか。
- ・ 障害のある当事者が、人権（A 県独自）やコミュニケーションに関する技術等の講義の講師として参加しており、A 県では他の研修機関も同じようなかたちで実施している。

③ 重度訪問介護従業者研修

- ・ 本事業所では、研修は4回実施している。そのうち、1回は大学の公開講座としてその大学主催で実施している。本市内では、定期的には実施するほど受講生が集まる傾向にあるため、毎月、どこかの団体が重度訪問介護従業者研修を実施することになっている。
- ・ 本事業所の定員は20名である。A県は最大40名まで定員設定ができる。不定期にしか研修を実施しない団体は、2〜3名程度しか集まらない。その結果、事業運営そのものが難しくなるといった場合も少なくない。
- ・ 本事業所は、おそらく「地域最安値」である10,000円で実施している。その後、50時間介護に入れば10,000円を返金するシステムでもある。他の事業所も、10,000円〜18,000円の間くらいではないか。
- ・ 実施会場は、狭いながら本事業所を使っている。講師についても、医療的ケア以外は、本事業所の職員で対応している。A県の講師要件としては、5年程度の現場経験等で可能なので自前で準備できる。

④ 重度訪問介護従業者研修に関する意見等

- ・ 研修による資格制度はあってよい。とくに本事業所の場合は学生が多く、「誰でも受けることができる」制度であってほしい。「少ない時間数」と「少ない費用」で、最初のハードルは低くてよいと考えている。もちろん、その後、実務者に対する研修を継続して行うことはあってもよいが、当初、国や自治体の制度がない時代は、地域における生活介護を学生に頼るしかなく、現在でも一定同じような状況が全国的にもあるのではないか。
- ・ 一般的に、「学生」のほうが、障害当事者の個別性や主体性にそった介護をしてくれる傾向にあると捉えている。プロ意識を強く持った人は、重度訪問介護が必要な利用者にとってはしんどい場合も多い。そのため、専門性としての知識やスキルはそれほど重要ではない。また、年齢が比較的高い人も、障害当事者の個別性や主体性といった観点においては難しい場合も多い。

- ・ 研修において習得する知識やスキルというよりも、「合う・合わない」が大切なので、そのため、コーディネーターが利用者の個別性や主体性に合わせていかに適切に調整できるかが重要である。
- ・ 医療ケアが必要な人であっても、学生が介護に入っている。喀痰吸引についても、知識よりも「慣れ」の問題ではないか。医療系は別だが、介護福祉士があるから安心できるかといえばそうでもない。

⑤ 重度訪問介護従業者としての障害等のある人への研修

- ・ 軽度知的障害のある人が重度訪問介護従業者研修を受けており、実際にできるかどうかについては、サービス提供者として働くことが可能な人もいる。ただ、ケース・バイ・ケースでの対応になる。明らかに介助ができない、例えば、重度脳性まひがある人が研修を受けたいといわれれば、聴講に問題はないが、本研修であれば断るのではないか。
- ・ もうひとつは、外国人の方が重度訪問介護従業者研修を受けている。A県にある重症心身障害者の支援を行っている団体が、毎年、海外からのワーキングホリデー参加者として1年間受け入れている。重症心身障害のある人とのコミュニケーションにはあまり問題はないが、日本語を「読むこと」が難しいように思われる。
- ・ 修了試験をする場合、軽度知的障害者も外国人も両方とも難しい。ただ、外国人の場合は、介護自体は適切にできるのでその意味では問題はない。

⑥ 重度訪問介護従業者研修による「質」の向上

- ・ 研修における知識やスキルを増やしたり、研修時間数を増やしたりするよりも、実際に個別の利用者の介護に入り、ベテラン従業者から実地で教えてもらうことのほうが重要である。そのため、現在もベテラン従業者とともに介護に入ると補助ができる制度があるが、そちらを充実させるほうが効果的ではないか。
- ・ A県では、重度訪問介護の利用者と事業所はかなりの数多い。ただ、従業者の「質」がことさら問題だとする話はあまり聞かない。もちろん質が高いほ

うがいいが、人数がいて、それぞれの利用者にマッチした従業者を選べるようにすること、そのコーディネートを適切に行うほうが大切ではないか。従業者個人の質にも限界がある。そのため、利用者の個性や主体性に合わせて選べることのできる、事業所または地域全体として「総合的な質」を高める必要があるのではないか。

- ・研修の時間数はこれ以上増やさないでほしい。行政が研修内容をチェックするというよりは、事業者どうして研修内容について情報交換するとよいのではないか。

⑦ 地域生活における介護人材の確保

- ・報酬を上げると地域生活における介護としての重度訪問介護従業者等が増えるのかということも必ずしもそうではなく、障害者とその地域生活が「ポジティブ」に受け止められていないといった問題があるのではないか。重度訪問介護に関わっていた学生も、卒業すると医療機関や入所施設に就職する人が多いのもそういった理由からではないか。
- ・現在は、障害者も地域で生活しているにもかかわらず、「地域の施設化」というか、物理的には地域に住んでいるが、地域との様々な「つながり」が希薄な生活をしているように思う。結果的に、地域で暮らしているにもかかわらず、入所施設と変わらない生活になっている。例えば、電車にも乗らない、雨の日は外にでない等、介護サービスが利用できるにもかかわらず「生活の幅」は広がっていない感じを受ける。

⑧ 盲ろう者向け通訳・介助員派遣との免除科目

A 県では、盲ろう者向け通訳・介助者養成研修の修了者は、同行援護従業者養成研修における一般課程の受講が免除されるのではないか（※この点については、「A 県同行援護従業者養成研修事業者指定要綱」を確認したところ、「4 課程の免除」ということで、「A 県盲ろう者向け通訳・介助者養成研修」を受講した者は、一般課程の受講を免除されることが記載されている）

(3) 株式会社 Q : 同行援護および行動援護従業者 研修機関（所在地：B 県）

① 同行援護および行動援護従業者研修

- ・今年度、行動援護従業者研修は 4 回、それに加えて、社会福祉法人からの依頼でもう 1 回、その法人の会場で実施する予定である。それぞれ、14 名を定員としている。コロナ禍でなければ、例年 20 名で実施している。
- ・同行援護従業者研修については、例年 2~3 回実施している。ただし、8 名（最小実施人数）以下の場合、民間事業所として経営上実施できないため、今年度は 1 回の実施となっている。また、3 年くらい前までは、最小実施人数未満の 5~6 名でも実施していた。そういった意味では、ニーズはあるが、経営上実施できていない。
- ・自主会場で実施し、同行援護も行動援護も 25,000 円の受講料で実施している。
- ・コロナ禍においては、手間がかかったが、鉄道会社についてはスムーズに協力いただいている。スーパー、コンビニ、そしてバス会社は、感染予防の観点から、同行援護では話をしなければいけないため、お客さんの理解が難しい。そのため、受け入れてもらえない。
- ・視覚障害に詳しい民間団体から講師を派遣していただいている（助手の分は謝金はいらないとのことに対応している）。当該団体とカリキュラム内容についても話し合っ実施している。
- ・また、上記団体からの助言もあり、今後現場で働くことを考え、応用課程の一部を取り入れた学外実技演習（電車の乗降、切符購入、エスカレータ、トイレ等）を含めたかたちで一般課程を実施している。ただし、応用課程は実施していない。

② 同行援護従業者研修における課題

- ・一般課程の基本技能・応用技能のカリキュラムに、交通機関等での実技演習を入れてほしい。
- ・同行援護では「言葉によるコミュニケーション」が重要になるが、外国人の方やテキストを読むことができない障害のある方にとってはそれが難しい。初任者研修や実務者研修と同様に、修了の状態や従事できる業務を、例えば、A レベル、B レベル、C レベル等と認定できるようなくみにしてほしい。修了要件が規定されていないため、研

修を受ければ資格がとれるシステムになっている。そのため、修了要件を明確に規定していただきたい。

- ・同行援護における受講生の高齢化も挙げられる。階段を登る際も、手引き以前に本人が登ることが大変だった受講生もいた。講師から、本研修を修了しても交通機関を使う、または百貨店に行くといったことは控えていただきたいとの指摘があり受講生にもお伝えした。杖について受講に来られる方、スタッフからの身体的サポートを必要とする方もいる。
- ・同行援護は、「命」にかかる支援でもあるため、質の担保をしてほしい。人手不足という理由で、資格のハードルを下げて、介護の質の担保を疎かにしてはならない。そうでなければ、それは人手不足ということを「盾」にした資格制度の「退行」になっていないか。

(4) NPO法人R：重度訪問介護従業者養成研修事業所（所在地：C県）

- ・A県内で13名程度しか重度訪問介護を利用していない。また、長時間介護を担える事業所が少ないこともあり、このサービスが相談支援専門員ですら知らないといった状況がある。
- ・年4回（各定員6名）の計画をしており、現時点では、3ヶ月連続1名の受講生となっている。既存スタッフで実施しているので、また、会場も本事業所を使っているので経費はなんとかまかなえている。
- ・講師要件はC県から明確に示されていない。介護福祉士等の資格、あるいは業務経験があればよいと考えられ、わからない場合は問い合わせをすればC県で確認するとのことであった。そのため、本事業所のスタッフが講師を担当して実施することができている。
- ・受講料は25,000円である。啓発的な意味合いも含めて、本事業所採用者は15,000円、学生は10,000円としている。
- ・C県でも、昔は、障害のある当事者がサービスも含めて支援制度を自分たちでかたち作るという姿

勢があったが、そのような姿勢を持った当事者が減り、サービスを使う「お客さん」が増えてきたように思う。

- ・本事業所でも、精神障害のある介護従業者がいるが、その方については問題なくサービス提供を行なってくれている。また、軽度知的障害のある人であれば、伝えたことを一生懸命してくれたりするので、従事することは可能ではないか。昨今の人材不足の中、発達障害、精神障害、軽度知的障害のある人が福祉職として活躍してもらえるような機会があればよいと考えている。
- ・C県の助成のもとで、障害のある人の初任者研修を実施していたが、今年度からなくなった。軽度の障害のある人であれば、コミュニケーションがある程度できれば介護従業者としてその役割を担うことは可能ではないか。
- ・「何かをしたい」という想いを持って来てくれる人もいるが、「資格が必要である」ということがわかると辞めてしまう人もいる。また、人材不足のため、他の市からも派遣要請がある。専門性を重視しすぎるあまり、人材確保にブレーキがかかることがないようにとも思う。無資格でも介護業務に関わることができる「猶予期間」があればありがたい。
- ・重度訪問介護従業者研修（20時間：基礎課程・追加課程）における研修時間数については、減らす必要も増やす必要もなく「ちょうどよい」と思う。また、研修時間数をアップしても、結局、介護には利用者の方それぞれの個別性があり、その人のやり方があるので、現場に入りながらの経験が何よりも大切であると考えている。

(5) 社会福祉法人S：同行援護従業者養成研修事業所（所在地：C県）

① 本法人における研修の背景

本法人の創設者が視覚障害のある人であったこともあり、法人に歩行訓練士も複数名採用し、C県の視覚障害者協会とも協力し、以前から視覚障害者ガイドヘルパー研修も実施していた。それまでのノウ

ハウをもとに平成 24 年度から同行援護従業者養成研修を実施している。

② 同行援護従業者養成研修

- ・ 例年通り、1 回実施した。今年度は、C 県視覚障害者福祉協会から講師依頼があり、1 回講師派遣でも実施している。
- ・ 一般課程と応用課程をまとめて実施している。日程を続けて実施することが難しいとの意見もあったので、一般課程 3 日間、そして応用課程 2 日間と分けて行っている。
- ・ 今年度は 10 名で実施した。例年、10 名前後が受講している。十分に内容を理解してもらって支援現場に送り出すためには、20 名に対して 4~5 名の演習講師（1 人の演習講師に対して 4 名程度）が最適ではないか。
- ・ 受講料は 40,000 円。「高くないですか」と言われたこともある。それもあり、駐車代、昼食代、買い物体験代等も含めて自己負担を極力なくすようにしている。
- ・ 昔は「確認テスト」はしていたが、受講生のプレッシャーになるだけで、それよりもその時間を使って演習等の学びをしたほうがよいと思っている。
- ・ 本法人においては 4 名の歩行訓練士がいるが、受講生が多い場合は、他職員にも協力をお願いしている。視覚障害のある職員や社会福祉士等の資格を持つ職員もいるので、そのような職員に協力をお願いする一方で、県内の関係機関とのネットワークも活用して外部講師をお願いすることもある。

③ 盲重複障害者に関する理解への取り組み

- ・ 今後、同行援護従業者養成研修において、盲重複障害（主に視覚障害と知的・発達障害、視覚障害と聴覚障害）のある人およびその生活について啓発をしていくことも、本事業所の役割であると考えている。
- ・ 盲重複障害のある方には、予定や担当者等が変わると受け入れが難しかったり、また「手に触れられるのが嫌」といった等の障害特性を同行援護サービスにおいて留意する必要があるため、同行援護従業者養成研修においても、全国盲重複障害者

福祉施設研究協議会のテキストや映像等使い工夫をしながら、それらの点を伝えている。

④ C 県における同行援護サービスの課題

同行援護従業者の絶対数が少ない。「行きたい時に使えない」といった実態がある。また、車社会なので同行援護サービスを使うことが少ない。C 県の視覚障害者福祉協会と協力し、同行援護従業者の数を増やしていかなければならないと感じている。

⑤ 同行援護従業者研修における課題や意見等

- ・ 公共交通機関等の協力があるが、その実習場所をどこにするかは悩みどころである。
- ・ 演習はできないが、座学においてはオンラインを活用することで受講生の増加も見込める。そのようなニーズにもそった対応ができればよい。
- ・ 研修の背景にある考え方も 2~3 年でも変化するので、研修講師側も知識・スキルの学び直しが必要になる。例えば、「利用者主体」という考え方のもとに「介護者が動く」や「訓練ではなく介助」等といった考え方を伝えている。できれば、そういった学び直しが必要なものについては、テキストの改訂だけでなく、研修講師がそれらの知識・スキル、そして実施の仕方等を学べる研修の場が必要ではないか。
- ・ 多くもなく少なくもなく規定の時間数で実施している。規定の時間数が増えた場合はそれで対応するが、この時間で問題はない。研修受講時のヘルパー業務に支障が出ない等といったことを考えると、これがちょうどよい時間数なのかなとも思っている。
- ・ 他研修のように 50 数時間まで増えてくると受講生も大変だと思うが、現在の時間数が少々増えることがあっても、受講生が少なくなるということはないだろう。
- ・ 研修における時間配分としては、座学が多いように思われ、演習にあてる時間が増えるといいのではないか。

⑥ 盲ろう者向け通訳・介助員派遣との免除科目

盲ろう者向け通訳・介助員派遣との免除科目については、「障害・疾病の理解」が免除できるのではないかと考えている。

(6) 有限会社 T (所在地: D 県) : 同行援護および行動援護従業者養成研修事業所

① 行動援護従業者養成研修(強度行動障害支援者養成研修含む)

- ・ 行動援護従業者養成研修の受講生は減っているが強度行動障害支援者養成研修の受講生は増えている。後者については放課後等デイサービスに関連して受講する人が多いように思う。強度行動障害支援者養成研修と行動援護従業者養成研修の違いを説明することに苦労することが多い。
- ・ D 県は強度行動障害支援者養成研修と行動援護従業者養成研修の両方を実施している。そのため他県から来る受講生もいる。
- ・ 強度行動障害支援者養成研修は事業所からの派遣で来る人が多いが、行動援護や同行援護従業者養成研修は個人で受講する人が多い。
- ・ 隣県に国立の施設があるので、行動援護等では講師になれる層が一定おり、研修講師を依頼しやすいのではないかと。
- ・ 基礎研修と実践研修については、「基礎研修だけ」の受講生と「基礎研修と実践研修をセットで」とる受講生は半々くらいである。

② 同行援護従業者養成研修

- ・ ガイドヘルパー研修の時のほうが、より多くの人を受講していた。おそらく、名称がわかりやすく理解しやすかったのだろう。「同行援護」という名称がわかりにくいことも受講生が増えない理由の一つにあるのではないかと。
- ・ 同行援護については、そのような仕事があることすら知らない人が多い。
- ・ 事業所からは、同行援護が障害のある人に周知されていない(障害のある当事者が知らない)という声をよく聞くので、そのために一般に認知が低いこともあるのではないかと。
- ・ 高齢者福祉施設でもニーズがあると思うが、まだ知らない状況はあるのだろう。
- ・ 高齢者分野の支援者等が、同行援護の存在も含めた視覚障害者への支援について知る機会があまりないといった状況もあるのではないかと。

- ・ D 県では、一般に本研修の広告を出して募集しているのは、有限会社 T だけではないかと。研修機関にとってのメリットがあまりないように思われている。
- ・ 講師集めについては、社会福祉士や精神保健福祉士等の短期養成課程および研修受講生にお願いしてとくに問題は感じていない。
- ・ 「習得度のチェック」はしているが、「修了試験」というかたちでは実施していない。
- ・ 一般課程と応用課程をセットで受講する人が多い。受講料もセット価格で単体よりも安く提供している。ただ、事業所から派遣されて受講する人は一般課程のみの人が多い。

③ 有限会社 T の研修における障害のある受講生

- ・ 行動援護や同行援護従業者養成研修も含めた本学の研修で、時々聴覚障害のある人の受講がある。以前は、その人が手話通訳者を手配してくいたが、現在は本学で手配しなければいけないので、その負担は大きい。
- ・ 盲導犬を連れた視覚障害のある人が研修を受けていたことがある。ただ、その後、業務として従事しているかどうかはわからない。
- ・ 現在も、介護者実務者研修でも脳性麻痺のある人が受講している。
- ・ 障害のある受講生の受け入れは当然であるが、とくに精神障害のある人が受講されている場合、他の受講生からのクレームが出ることもある。

④ 3 養成研修共通

- ・ 同行援護、行動援護を含めて、高齢の受講生が全ての講座で多い。クラスの半分以上が 60 歳以上という講座も多い。
- ・ 研修日程としては 3 日が目一杯で、4 日になると対応が難しいとの意見を事業所から多くもらう。
- ・ 通常授業後の補講等の可能性もあるため、D 県が指定する既定時間数を超えては実施していない。
- ・ 当事者団体の人は否定的かもしれないが、一般に知られていない障害福祉分野の資格としては、まずはその分野に入ってもらおうという観点から、免除科目や時間数といった点ではハードルが低いほうがよいと思う。時間数の少なかったガイドヘル

パーの時は大学生が多かったが、現在はかなり減っている。

- ・研修全般的に、技術だけであれば事業所でもトレーニングできるが、サービスの根拠や趣旨等のそれ以外の点について教えてもらえるのが研修に派遣する意義であるとの意見も事業所からある。

(7) NPO法人U（所在地：D県）：重度訪問介護従業者養成研修事業所

① NPO法人Uの特徴

- ・CIL（自立生活センター）のように障害のある当事者が主体ということではなく、障害者および支援者がともに主体として取り組む事業所として運営している。
- ・「消費者」や「利用者」という受け身なかたちではなく、障害のある当事者が自分たちの生活等を介助者に伝え、教えることによって、本法人をもとに作っていくという姿勢を目指している。
- ・基本的には、介助者と障害のある人の当事者間で話し合っ、障害のある人の生活を作りあげてもらうことをサポートしている。
- ・1日24時間、同じ介助者が障害のある人を担当する。つまり、朝9時から翌朝9時まで担当することになる。
- ・介護従業者としては、以前は20代がもともと多かったが、現在は20代と30代、40代と50代で半々くらいとなり、年齢層は高くなったと感じている。
- ・介護人材が集まらない。色々な媒体を使って募集してもなかなか集まらない。

② 重度訪問介護従業者養成研修

- ・歴史のある他団体の活動等もあり、D県としても、本法人が所在する市としても本事業について理解があり、他地域と比しても事業運営がしやすいように思う。
- ・「ご意見番」でもある障害のある人らは、資格制度に肯定的ではなかった。そこでは、「資格はないと介助ができないというのはよくない」と語っていた。そのため、開始当初は事業所内でも重度訪問介護従業者養成研修を自前で実施するかどう

かについて大激論があった。結果的に、本法人を守るために独自で研修を実施するが、資格制度の問題性を提起するスピリットは持ち続けるという姿勢で運営している。

- ・資格制度が持つ問題性を踏まえ、現在、特別加算や処遇改善等とはっていない。個人の生活について他者がカンファレンスや記録を残すのは、「ノーマルな生活」ではないと考えている。
- ・基本的には法人向け、あるいは関係のある法人からの派遣された受講生のみを受け入れている。
- ・丁寧な介助というより、まずは「ひと」として関わってほしいと思っている。最も大切なところは、例えば、「障害のある当事者と一緒に飲みに行けるか」といった点だと思っている。
- ・「やらなければいけない研修内容」は適切に実施しているが、養成研修で獲得する技術的な「質」にはそれほどこだわっていない。
- ・ただし、毎月実施している全体介助者研修等、法定の資格研修以外での「質」の担保は行っている。
- ・実施回数としては、毎月1回を申請しているが、2021年度は12回申請中7回の実施となっている。
- ・1回8名の定員だが、平均2、3名の受講生数で、昨年度は20名弱の修了生がいる。
- ・受講料は、喀痰第3号研修込みで40,000円、重度訪問介護であれば20,000円としている。一定期間働いてくれると減額している。
- ・修了試験等はしていないが、内容理解も踏まえた「感想文」は書いてもらっている。それにより、理解が著しく難しいと感じる場合は補講等をしている。
- ・研修時間は規定通りだが、「重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義」においてこれまでの障害者の地域生活の歴史を話したり、「医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害および支援に関する講義」で、喀痰吸引の概要を加えて説明している。
- ・だいたい3、4回の24時間にわたる「お試し介助」を体験してもらい、そこで実践的なことを伝えている。「お試し介助」前には2時間程度の研修を別途実施している。他の重度訪問介護事業所

も同じだと思うが、一人で任せられないのに現場に出すことはない。そのため、現在の重度訪問介護従業者養成研修の枠組みについては、軽減されるほうがよいとも言えるが、時間数を含めてこのままでよい。

- ・ただ、重度訪問介護の専門性、さらにいうと、「その人」に特化した専門性が存在すると思うので、そういった意味での専門性は必要であると考えている。

③ 障害等のある介護従業者

- ・最近、軽度知的障害や ADHD といった知的・発達障害のある人が介護従業者として来る場合がある。もちろん、障害の有無に関係なく、当該業務ができればよいが、それが難しい場合は他の仕事もあるのではないかとの話はさせてもらっている。
- ・「同性介助」が基本なので、LGBT 等の障害者や介助者もいるため、どのように対応すればいいのか個別に検討し、その際は利用者の意向も聞いて調整している。

(8) 社会福祉法人 V : 同行援護従業者養成研修事業所 (所在地 : E 県)

- ・募集しても、2, 3 人しか来なくなった。そのため、3 年前から実施していない。そういった意味では、ニーズは満たされているのかもしれない。
- ・E 県は広いので、3 日間研修となると泊まりがけでの受講が必要などころもあり大変だったかもしれない。
- ・講師要件では、保健師や臨床心理士を探すのが大変だった。法人内で確保できなかつたり、確保できても 1 名であればその人ばかりにお願いすることになってしまった。
- ・E 県の視覚障害者当事者団体が、必要な講師については調整してくれたので、サポートを受けながら実施することができた。
- ・当該団体が研修の範囲を広げて実施していることもあり、現在は、E 県北部では、専門性の高い団体をお願いして、社会福祉法人 V としては実施していない。

(9) 社会福祉法人 W : 同行援護従業者研修事業所 (所在地 : E 県)

- ・同行援護従業者の質について意見等をもらったことがなく、利用者からの苦情もない。
- ・研修修了者数については、県内の全事業所に定員 20 名で募集しているが、20 名を超えて申し込みはない。平均すると、年間 20 名定員に対して、一般は 14 名、応用 12 名程度であるので、募集定員や養成人数は適当と思われる。
- ・一般課程 18,000 円、応用課程 15,000 円受講料(テキスト・資料代、保険代等別)である。
- ・臨床心理士等の講師の確保が難しくなるのではないかと考えている。

D. 考察

ここでは、「C. 研究結果」を踏まえ、1) 同行援護従業者養成研修に必要な技術的要件の枠組み、2) 重度訪問介護従業者研修のスキームの違い、3) 従業者養成研修後のフォローアップ等の必要性、4) 免除科目の設定による「質」と「量」の両立の 4 点に絞って考察したい。

1) 同行援護従業者養成研修に必要な技術的要件の枠組み

(1) 公共交通機関の利用に関するスキルの習得

同行援護においては、少なくとも、バスや鉄道といった公共交通機関の利用についての演習部分を、応用課程ではなく一般課程に入れることが求められる。

この点は、C. 研究結果-1)-②でも示したように、山口(2012)、社会福祉法人日本盲人会連合(2015)、あるいは社会福祉法人りべるたす(2018)等でも指摘されている。また、ヒアリング調査においても、「講義の部分を減らして、公共交通機関の利用を含めた実技部分を一般課程に入れることがあってもいいのではないか」(株式会社 O)や「一般課程の基本技能・応用技能のカリキュラムに、交通機関等での実技演習を入れてほしい」(株式会社 Q)といった意見があった。また、株式会社 Q では、すでに「今後現場で働くことを考え、応用課程の一部を取り入れた学外実技演習(電車の乗降、切符購入、エスカ

レータ、トイレ等)を含めたかたちで一般課程で実施している」とのことであった。

また、ヒアリング調査を行った他の4つの同行援護従業者養成研修事業所から同様なコメントはなかったが、それは、一般課程と応用課程をセットで実施しているところがほとんどであるため、そのようなコメントはなかったと推察できる。もし一般課程のみを実施することになれば、これらの事業所も同様な課題を指摘することになるのではないだろうか。

これらの公共交通機関を利用した実習は、重度訪問介護従業者研修においても、最もベーシックな基礎課程に含まれることが想定されている。そのため、今回ヒアリングを実施した3つの重度訪問介護従業者研修事業所は、公共交通機関を利用した実地演習を基礎課程における実習に含んでいた。そのため、公共交通機関を利用した演習については、同行援護従業者研修においても一般課程における実施が適切であるといえるだろう。

(2) 多様な従業者および利用者への対応

今後、ノーマライゼーションやソーシャル・インクルージョンといった考えのもと、障害を含めた多様な特性を持った従業者および利用者への対応が求められる。

今回のヒアリング調査でも、NPO法人PやNPO法人Rによる重度訪問介護従業者研修においては、軽度知的障害のある人、外国から来た人、精神障害のある人が受講していた。また、有限会社Tによる行動援護や同行援護従業者研修では、精神障害のある人、聴覚障害のある人、盲導犬ユーザーが受講していた。加えて、NPO法人Uによる重度訪問介護従業者研修では、LGBT等のある受講生もいた。そして、すでにC. 研究結果-1)-④で示したように、同行援護従業者における高齢化も課題の一つであろう。今回のヒアリングでも、「階段を登る際も、手引き以前に本人が登ることが大変だった受講生もいた。杖について受講に来られる方、スタッフからの身体的サポートを必要とする方もいる」(株式会社Q)といった意見が聞かれた。

また、利用者としても、重度訪問介護従業者養成研修事業所であるNPO法人Uでは、LGBT等である障害のある人への支援について、「同性介助」という視点で丁寧な対応が必要であったとしている。また、ヒアリング調査を行った社会福祉法人Sが、現在取り組んでいる盲重複障害(主に視覚障害と知的・発達障害、視覚障害と聴覚障害)のある人への支援についても、ノーマライゼーションやソーシャル・インクルージョンといった観点から、施設ではなく地域で生活する障害のある人が増えることで、今後さらにニーズが高まると考えられる。加えて、同行援護の利用者の高齢化については、『視覚障害者の同行援護事業に関する実態把握と課題における調査研究事業報告書』(社会福祉法人日本盲人会連合 2014)でも、実施した調査を踏まえ、「高齢期の視覚障害の理解に加え、聴力の低下、身体機能の低下、疾病の理解、意欲や意識の変化の理解など、幅広い知識や対応力が求められる」と提言している。

このような状況を踏まえ、多様な特性を持つ利用者への対応は、今後さらに求められるだろう。そのため、このようなトピックについても同行援護従業者研修カリキュラムにおいて検討する必要があるだろう。

(3) 研修時間数

今回のヒアリング調査では、研修の「質」と輩出する人材の「量」に関する議論があった。NPO法人P等は、従業者養成研修のカリキュラム内容とそれに伴った時間数は一定必要であるものの、介護人材不足に悩む状況を考えると、人材確保のためのハードルはできれば低いほうがいいとの意見であった。一方で、「同行援護は『命』にかかる支援であるため、質の担保をしっかりとしてほしい。人手不足という理由で資格のハードルを下げ、介護の質の担保を疎かにしてはならぬ」と、それは資格制度の「退行」になってしまうという意見(株式会社Q)もあった。

今回のヒアリングでは、前者の意見については、主に、重度訪問介護従業者研修事業所からのものであり、後者は主に、同行援護および行動援護従業者養成研修事業所からのものであった。

ただ、この「質」と「量」の議論については、障害福祉サービス全般において議論されるものであり簡単に結論が出るものでもない。また、障害種別の違い、求められる専門性の違い、あるいは関係者の立場の違い等によって議論の方向性が異なる可能性がある。そのため、この点については、具体的な事業の状況、そして研修内容の精査をもとになされるべきであろう。

同行援護については、厚生労働省平成 30 年度障害者総合福祉推進事業『同行援護従業者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修のあり方に関する調査研究事業報告書』（社会福祉法人りべりたす 2018）では、実施した調査および過去の調査結果から、研修時間数はあまり増やしたくない自治体及び事業者の声がある一方、当事者としては更なる従業者の質の向上を望む声もあると指摘している。事実、同行援護においては、これまでも何度となく従業者の質の問題が指摘されている。例えば、厚生労働省平成 26 年度障害者総合福祉推進事業『視覚障害者の移動支援の在り方に関する実態調査』（社会福祉法人日本盲人会連合 2015）でも、従業者の質の問題として、守秘義務が守られない、道を知らない、モラルが低い等の問題が挙げられている。

そのような観点から、同行援護では、従業者の質の向上は何らかのかたちで取り込まれるべき重要な課題であり、研修における時間数増についても一定許容されると考えられる。ただ、従業者の質の向上に向けたカリキュラムの時間数増については、厚生労働省平成 29 年度障害者総合福祉推進事業『盲ろう者の移動支援に係る研修課程の効率的な実施に関する研究報告書』（社会福祉法人りべりたす 2019 : 57）でもあるように、「新規の同行援護従業者が減少している昨今、資格取得のための研修時間を大幅に延長することが更なる同行援護従業者の減少につながる可能性もある。新規の同行援護事業者の減少は、同行援護事業所自体の減少につながる恐れがあり、結果として同行援護を求める利用者に同行援護を提供できなくなる懸念がある」との指摘もある。そのため、質の向上と人材確保の両面から見た時間数の検討が必要であろう。

そのような点を踏まえ、厚生労働省平成 30 年度障害者総合福祉推進事業『同行援護従業者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修のあり方に関する調査研究事業報告書』（社会福祉法人りべりたす 2019 : 57）では、制度創設当初は人材を確保するためハードルを低く設定し、人材を確保しながら徐々に質を確保していくという他分野でも採用されるスキームの中で、一般課程に「公共交通機関の演習」等を盛り込み 32 時間程度の研修の組み立てをするとともに、応用課程を 6 時間減らし、全体としては 6 時間程度の増に抑える提案をしている。

この提案をもとに、かつ研修の「質」と人材確保の両方の観点を踏まえ、同行援護従業者養成研修のカリキュラムを検討する必要があるといえるだろう。

2) 重度訪問介護従業者研修のスキームの違い

ヒアリング調査の結果を踏まえ、同行援護および行動援護従業者研修機関と比較して、支援サービスの「質」の捉え方が異なる重度訪問介護従業者研修の特徴とその背景事情について少し述べておきたい。

(1) 制約の少ない従業者研修カリキュラム

重度訪問介護従業者研修機関である NPO 法人 P、NPO 法人 R および NPO 法人 U へのヒアリングからは、従業者研修の内容については「ゆるやかな」に規定し、またその時間数については「少ない」ほうが望ましいとする見解が共通している。

それは、重度訪問介護利用者とその生活の「個別性」や「主体性」を考慮した場合に、どのような内容および時間数を設定した場合であっても「標準化された研修」では限界がある。この点は、NPO 法人 R も「介護には利用者の方それぞれの個別性があり、その人のやり方があるので、現場に入りながらの経験が何よりも大切である」とのコメントからもわかる。結局のところ、実際の介護現場においてでしか個別化された A さんあるいは B さんの介護技術等の習得はできないとの考え方に立っている。

また、重度訪問介護では、利用する障害者が、介護サービスを利用する「消費者」という立場だけではなく、それをともに作り出す「提供者」の役割も担っている（または、そのように想定されている）

と捉えられている。このことは、「重度訪問介護においては、『障害当事者がヘルパーを育てる』ということが基本原則であるように思う」（NPO 法人 P）や「『消費者』や『利用者』という受け身な人たちではなく、障害のある当事者が自分たちの生活等を介助者に伝え、教えることによって本法人をともに作っていく」（NPO 法人 U）といった言葉からもわかる。そのため、従業者研修において習得した基本的な知識やスキル等をもとに、A さんあるいは B さんの「個別性」や「主体性」に基づいて、実際の介護現場で知識やスキル等を完成させる。その取り組みには、当然に、A さんや B さんの参加が必要とされ、そのプロセスに重きを置いているともいえる。

（2）自立生活の実現と維持を目指した制度

これらの独特な考え方は、重度訪問介護というサービスの成り立ちに関係している。重度訪問介護は、長い障害者運動の歴史の中で生まれ発展してきた介護保障制度であり、そこでは、障害のある当事者等によって、自立生活の実現、在宅介護の制度化、当事者主体の思想等が生み出されてきた（深田 2013）。もともと介護の制度化がなされた際も、資格制度の導入にはかなり議論があったとされる。この点はヒアリングでも言及されている。資格化した場合、財源の確保等のメリットと同時に、障害のある当事者の個別性や主体性が削がれてしまうのではないかという懸念であった。そういった懸念が、現在の介護現場においても存在していることが背景にあると考えられる。

その背景には、もちろん、報酬単価の低さと従業者不足もあると推察する。その状況は、地方ではさらに深刻であるようだ。重度訪問介護従業者の報酬単価の低さと従業者不足等については、岡田ら（2020）、岩垣ら（2020）および山口ら（2020）などでも指摘されている。そのような状況の中で、重度訪問介護等がなければ地域での生活が維持できない、つまりそれらが不可欠な障害者および重度訪問介護事業所にとって、介護従業者はなんとしても確保しなければならない。そのため、人材確保のために資格取得へのハードルを下げるのが求められるのであろう。そのため、重度訪問介護においては、「無資格者を

ヘルパーに育てる」といった言葉がよく使われる（大野 2020 : 495）。

（3）一定の質を担保するための研修の必要性

一方で、今回のヒアリング調査でも、質の担保について言及されている。重度訪問介護制度の長い歴史においても、資格制度が構築される中で、「それまで団体によってバラバラであった従業者の『質』が一定担保できるようになった」（NPO 法人 P）との指摘もあった。また、制約の少ない従業者研修であっても、例えば、「毎月実施している全体介助者研修等、法定の資格研修以外での『質』の担保は行っている」（NPO 法人 U）というように、従業者養成研修後の実地研修も含めた継続した研修の必要性は認め、そして実施している。

また、今回のヒアリング調査では、重度訪問介護従業者研修の時間数についても聞いたが、他の都道府県よりも時間数の多い A 県にある研修事業所も含めて 3 事業所ともに時間数増（20 時間～30 時間を超える時間数）には難色を示したが、現在の時間数については「適切である」との回答であった。そこでは一定の「質」の担保に肯定的な姿勢が見られるといえるだろう。

また、重度訪問介護従業者側のリスクも指摘される。例えば、岩垣・扇原（2020）は、介護保険のヘルパーと比較し、24 時間介護である重度訪問介護は拘束時間が長いことや深夜の時間帯の対応も求められており、そのためもあり、感染症のリスクや腰痛のリスクがあると指摘する。このような従業者側の観点からも従業者研修における内容および時間数による質の担保は一定必要であるといえるだろう。

このように考えると、今回のヒアリング調査では、重度訪問介護従業者養成研修の内容や時間数の増加には否定的な意見が多かったが、それは必ずしも支援サービスの「質」を否定した議論とはいえず、反対に、一定の質の担保には肯定的であることが垣間見ることができる結果であったといえる。また、従業者側が被るリスクの観点からも、研修による一定の質の担保は必要であるといえるだろう。

3）従業者養成研修後のフォローアップ等の必要性

従業者養成研修の重要性はもとより、その後のフォローアップ研修の必要性も指摘される。行動援護従業者養成研修に関連して、松上（2019：165）は、「強度行動障害支援者養成研修（行動援護と同じカリキュラム内容で実施されている研修）を受講しても、どのように実践したらよいのか分からない」といった問題があるのではないかと指摘する。そのため、強度行動障害支援者養成研修修了後の継続研修のあり方として、特に事業所へのコンサルテーションや事業所内のスーパービジョンを通して組織的な育成を行う必要がある、その中心的役割を担うスーパーバイザーの養成が必要であるとしている。また、それに伴う強度行動障害支援者養成研修受講修了者を対象とした継続的な現任研修も必要であると提言している。また、牛谷ら（2020）も、すでに自治体、事業所等独自で取り組んでいるところもあるが、研修を受講した人たちへのフォローアップや事業所へのスーパーバイズなど、現場に寄り添った重層的な仕組みの構築が必要であると指摘している。

重度訪問介護においても、ヒアリング調査において、「従業者養成研修は支援の『入り口』であり、一定の知識とスキルを広く学び、個別性を持つ支援については実際に現場において学ぶことができるのではないか」（株式会社 O）や「毎月実施している全体介助者研修等、法定の資格研修以外の『質』の担保は行っている」（NPO 法人 U）といったコメントからもわかるように、また、「2）重度訪問介護従業者研修のスキームの違い」でも述べたように、利用者の「個別性」と「主体性」を重視し、そして、「無資格者をヘルパーに育てる」という姿勢のもとでは、従業者研修後の継続した研修等が重度訪問介護においては極めて重要であることがわかる。

同行援護従業者養成研修についても、修了後長い期間業務に携わらなかった従業者等に対する継続的な研修の必要性を指摘している研修事業所もあった。この点については、社会福祉法人日本盲人会連合（2015）の調査でも、地域によっては、研修を修了しても実際に従業者として業務に就いている人は多くない点が指摘されている。また、厚生労働省平成

30年度障害者総合福祉推進事業『同行援護従業者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修のあり方に関する調査研究事業報告書』（社会福祉法人りべるたす 2019）においても、OJT研修やフォローアップ研修の低い実施状況を踏まえ、一度の研修のみで従業者として安心・安全なサポートができることは難しく、常に研鑽を重ねていくことが求められるため、継続的な研修体制がとれるように様々な対応が必要であるとしている。

これらの点も踏まえ、今後は従業者研修の実施とともに、同行援護サービスの質の担保を踏まえた継続した研修の取り組みについても検討する必要があるだろう。

4）免除科目の設定による「質」と「量」の両立

「1-（3）研修時間数」でも言及したが、研修の「質」と人材の「量」に関する議論は、障害福祉サービス全般において議論されるものであり、また、障害の違い、求められる専門性の違い、あるいは関係者の立場の違い等によって議論の方向性が異なる可能性があり、容易に結論が出るものではない。

そこで、その「質」と「量」のバランスをとるために有効活用できる仕組みが、免除科目の設定であろう。つまり、同行援護従業者養成研修の内容および時間数については、しっかりと質を担保したものとし、一方で、免除科目を設定し、その門戸を広げておく。そのような対応をすることによって、研修の「質」と人材確保の「量」のより適切なバランスを保つことができるのではないだろうか。他の障害者に対する支援制度における従業者養成では、C. 研究結果-2)-1-(2)においても説明したように、同行援護に加えて、重度訪問介護および行動援護従業者養成研修の修了者が、主に、障害者居宅介護基礎研修課程を受講する場合、一定の講義内容を免除する規定がある。また、自治体においても、例えば、A 県では、「A 県盲ろう者向け通訳・介助者養成研修」修了者は、同行援護従業者養成研修の一般課程の受講を免除する規定になっている。

このように考えると、同行援護従業者養成研修において、他の研修等、とくに科目の重なりが比較的

多いと考えられる盲ろう者向け通訳・介助員養成研修との間における免除科目の設定は、介護人材確保に課題のある現状も考慮に入れると、研修の「質」を保ちつつも、より広い人材確保のための方略として機能すると考えられる。この点については、厚生労働省平成30年度障害者総合福祉推進事業『同行援護従業者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修のあり方に関する調査研究事業報告書』（社会福祉法人りべるたす 2019：55）でも、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修との関係において、「基本的なスタンスとしては、双方の人材確保が必要であるため、最初のハードルは低くして、ある程度の柔軟性をもつ必要がある」と提案している。

これらの点も踏まえ、同行援護の「質」と「量」の両方に目配せをした免除科目の設定を検討する必要があるだろう。

E. 結論

1) 公共交通機関の利用に関する演習の一般課程への移行

同行援護従業者研修における公共交通機関を利用した演習については、応用課程ではなく一般課程に組み入れることを検討する必要がある。

2) 重複障害のある利用者に関する理解の促進

同行援護従業者養成研修において、多様な支援者および利用者、とくに重複障害のある利用者の理解あるいは支援について組み入れることを検討する必要がある。

3) 支援の質と人材確保を両立した研修時間の検討

同行援護従業者養成研修の時間数について、従業者による支援の質と人材確保との両方の観点から、カリキュラム変更に伴った適切な時間数増を検討する必要がある。

4) 研修後のフォローアップ等の検討

同行援護従業者養成研修後のフォローアップやスーパービジョンなど重層的な仕組みの構築について検討する必要がある。

5) 免除科目についての検討

同行援護従業者研修では、当研修の質を保ちつつも人材確保の観点を踏まえ、他研修等、とくに、盲

ろう者向け通訳・介助員養成研修との間における免除科目の設定について検討する必要がある。

F. 健康的危険情報 特になし

G. 研究発表 なし

H. 知的財産権に出願・登録状況 なし

文献

- 深田耕一郎（2013）『福祉と贈与』生活書院。
- 岩垣穂大・扇原淳（2020）「重度訪問介護におけるヘルパーの安全・健康管理に関する研究」『日本重症心身障害学会誌』45(3), 349-358.
- 岩井和彦（2011）「『同行援護』と情報支援」『視覚障害リハビリテーション』(74)5, 5-16.
- 株式会社ピュアスピリッツ（2014）『厚生労働省平成25年度障害者総合福祉推進事業「同行援護に関する実態把握と課題について」調査・結果報告書』株式会社ピュアスピリッツ。
- 松上利男（2019）「障害福祉分野における人材養成の在り方について」『発達障害研究』41(2), 62-67.
- 丸本武（2012）「『同行援護』と『移動支援』について」『視覚障害リハビリテーション』(76), 23-38.
- 村上琢磨・関田巖他（2012）「ガイドの受け方を学ぶ必要のないガイド」『視覚障害リハビリテーション研究発表大会プログラム・抄録集』21, 98.
- 岡田裕樹・日詰正文・古屋和彦（2020）「重度訪問介護の訪問先拡大に関する支援、利用状況等についての実態調査」『国立のぞみの園紀要』12, 17-22.
- 大野直之（2020）「在宅療養を叶える方法として」『訪問看護と介護』25(6), 494-498.
- 社会福祉法人日本盲人会連合（2014）『視覚障害者の同行援護事業に関する実態把握と課題における調査研究事業報告書』社会福祉法人日本盲人会連合。
- 社会福祉法人日本盲人連合会（2015）『厚生労働省平成26年度障害者総合福祉推進事業・視覚障害

- 者の移動支援の在り方に関する実態調査報告書』社会福祉法人日本盲人連合会.
- 社会福祉法人日本盲人連合会 (2019) 『厚生労働省平成 30 年度障害者総合福祉推進事業・視覚障害者への代筆・代読支援に関する調査研究報告書(概要版)』社会福祉法人日本盲人連合会.
- 社会福祉法人りべるたす (2018) 『厚生労働省平成 29 年度障害者総合福祉推進事業・盲ろう者の移動支援に係る研修課程の効率的な実施に関する研究報告書』社会福祉法人りべるたす.
- 社会福祉法人りべるたす (2019) 『厚生労働省平成 30 年度障害者総合福祉推進事業・同行援護従業者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修のあり方に関する調査研究事業報告書』社会福祉法人りべるたす.
- 筒井澄栄・大冨賀政昭・廣瀬圭子 (2017) 「障害福祉サービス事業所の徒歩 1 時間圏内人口カバー率に関する研究」『福祉のまちづくり研究』19 (3), 1-8.
- 牛谷正人・肥後祥治・福島龍三郎 (2020) 「あとがきにかえて」牛谷正人・肥後祥治・福島龍三郎編『強度行動障害のある人の「暮らし」を支える：強度行動障害支援者養成研修〔基礎研修・実践研修〕テキスト』中央法規出版, 338-339.
- 山口和彦 (2012) 「同行援護、その光と影」『視覚障害』(284), 37-49.
- 山口和彦 (2019) 「ガイドの慢性的な不足と利用者・ガイドの高齢化」『視覚障害』(376), 41-45.
- 山口美久・原田清美 (2020) 「重度訪問介護支給時間数の地域差に関する考察」『難病と在宅ケア』26(8), 57-60.